

## 支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて

平成29年4月1日 01 - 制度 - 00056

保険契約者は、技術提供契約に基づく技術の提供又はこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）の出来高のうち、その対価が技術提供契約の当事者間で確認されていない部分に要した費用及び技術等の提供のうち、未だ出来高が実現していない部分に要した費用（以下「支出費用」という。）を回収することができないことにより受ける損失のてん補を希望する場合は、貿易一般保険の申込みの際にその旨を申し込むものとし、株式会社日本貿易保険は、保険を引き受ける場合にあっては、技術等の提供に関連して発生する問題又は技術提供契約の解釈等について紛争が生じた場合には、第三者の仲裁裁定により最終的に解決を図ることを約定した条項が当該契約に定められていることを条件とし、保険証券に次の特約を付すものとする。

「

### 支出費用特約

#### （てん補責任）

**第1条** 株式会社日本貿易保険は、技術の提供又はこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）の出来高のうち、この証券記載の技術提供契約の当事者間でその対価が確認されていない部分に要した費用及び技術等の提供のうち、未だ出来高が実現していない部分に要した費用（以下「支出費用」という。）に係る損失をてん補する責めに任ずる。

#### （保険価額等）

**第2条** 保険価額は、保険契約者の申請した費用の額とし、当該保険価額に貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第3条第4号のてん補危険に係るこの証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額を保険金額とする。

#### （保険期間）

**第3条** 支出費用に係る保険責任の開始日は、次の各号とする。

- 一 本邦で原材料、労働者等を調達するために要した費用  
本邦を原材料、労働者等が離れた日
- 二 技術等の提供の行われる国又は地域（以下「技術等提供先国等」という。）で原材料、労働者等を調達するために要した費用  
技術等提供先国等において調達のための契約を締結した日（発効条件が付されている契約にあっては、発効日）
- 三 本邦及び技術等提供先国等以外の国又は地域で原材料、労働者等を調達するために要した費用  
当該国又は地域を原材料、労働者等が離れた日

2 支出費用に係る保険責任の終了日は、技術等の提供の出来高の対価が技術提供契約の当事者間で確認された日の前日とする。

#### （準用）

**第4条** 前条までに定めるもののほか、この特約については、約款第3条第4号のてん補危険に係る規定を準用する。この場合において、約款第3条第4号中「当該技術等の提供の対価が当該契約の当事者間で確認されている場合において」とあるのは、「当

該技術等の提供の対価が当該契約の当事者間で確認されていない場合において」と、約款第5条第2項中「決済期限」とあるのは、「将来にわたって技術等の提供を継続することができないことが確実となったとき」と、第2条第13号イ、第14条、第17条、第26条第2項第2号、及び第40条第2項第3号中「決済期限」とあるのは、「約款第4条第1号から第9号、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由の発生により、将来にわたって技術等の提供を継続することができないことが確実となったとき」と読み替える。

**(重大な変更)**

**第5条** 約款第22条に定める「重大な内容変更等」とは、手続細則に定めるもののほか技術等の提供の期間の3月以上の延長及び技術等の提供に関連して発生する問題又は技術提供契約の解釈等について紛争が生じた場合には、第三者の仲裁裁定により最終的に解決を図ることを約定した条項の変更とする。

」

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から実施する。